

発行：栃木市教育委員会

嘉右衛門町地区

# 伝建かわら版 5号

～伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の指定に向けて～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

## 「伝統的建造物群保存地区の指定」に関する説明会を開催しました

12月2日（金）に神明神社社務所において、嘉右衛門町地区の方を対象にした「伝統的建造物群保存地区の指定」に関する説明会を開催しました。当日は、冷たい小雨が降る寒い中、多くの方に参加いただきありがとうございました。

説明会では、都市計画決定に関するスケジュールや伝統的建造物についての説明、伝建地区指定後の規制について説明を行いました。

参加者の方からは、「国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて頑張ってもらいたい」、「伝建地区の制度により助成が受けられるのであれば、早急に修理したい」などといった意見が出されました。積極的に質問や意見が出され活発な説明会となりました。



## ☆☆☆説明会での資料をまとめました↓↓↓

### 新築、増築、取り壊しなどのご予定はありませんか？

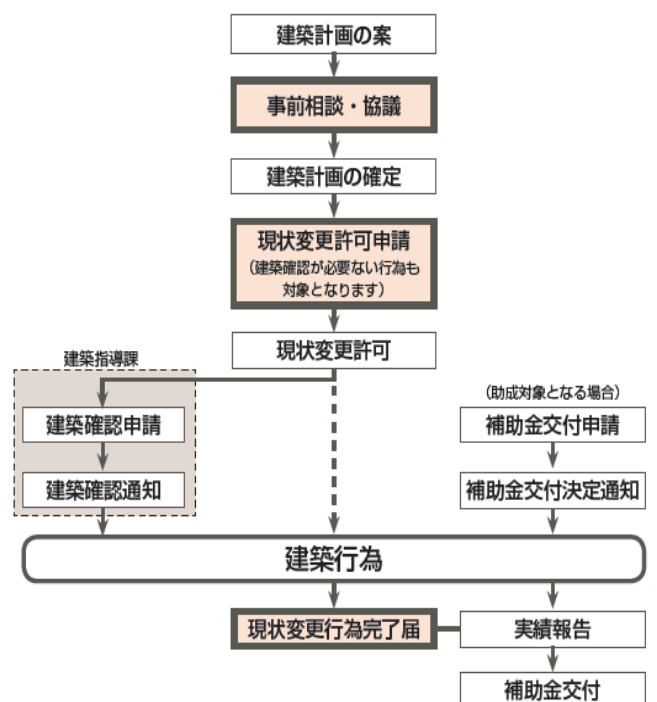
◆許可を受けなければならない行為は、次のようになります。

- ・建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・建築物・工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成などの土地の形質の変更
- ・木竹の伐採など（通常の剪定等は除く）

◆保存地区内のすべての建築物・工作物等において、その現況を変更するときなどは、あらかじめ、市役所に申請して許可を受けることが必要になります。（平成24年3月末頃から手続きが必要となる予定です。）

- ・事前相談・協議は、期間を要するため、お早めにご相談ください。
- ・建築行為の完了後、現状変更行為完了届を提出することになります。

### 建築行為等の手続きの流れ（案）



現在、伝統的建造物や環境物件の候補をお持ちの方に同意していただくようお願いしています。そこで、伝統的建造物や環境物件についてご説明いたします。

◆**伝統的建造物、環境物件とは？**

伝統的建造物		環境物件
建築物	工作物	
昭和前期（昭和20年頃）までにかけて建造された建築物で、伝統的建造物群の特性を維持しているもの （例：見世蔵、土蔵など）	昭和前期（昭和20年頃）までにかけて建造された工作物で、伝統的建造物群の特性を維持しているもの （例：塀、門など）	伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため、特に必要があるもの （例：樹木、庭園など）

伝統的建造物や環境物件になるためには、所有者の方の同意が必要です。そのため、伝統的建造物や環境物件の候補をお持ちの方から同意をいただくために栃木市教育委員会の職員が訪問しています。

（訪問期間：平成23年12月～平成24年2月）

◆**伝統的建造物（文化財）の約束**

- ・修理を行いながら文化財として後世に残していきます。
- ・修理とは、伝統的な外観を維持・復原することを基本とします。
- ・建物内部についての利用目的に合わせた改修は可能とします。

◆**伝統的建造物、環境物件になったときの優遇制度**

（1）修理（修景）経費にかかる補助金を交付する予定です。

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額
伝統的建造物の修理	建築物（見世蔵、土蔵等）	外観（構造材含む）を修理するために要する経費	現在	
	工作物（塀、門等）	修理するために要する経費		
環境物件の復旧	樹木、庭園等	復旧するために要する経費	修景中	
伝統的建造物以外の建築物等の修景※	建築物	新築、増築等で外観（構造材含む）を修景するために要する経費		
	工作物（塀、門等）	修景するために要する経費		

※公共の場所から望見できるもの

（2）国の重伝建選定後、固定資産税の軽減条例を制定する予定です。

固定資産税	伝統的建造物		伝統的建造物以外の建築物	
	建物	土地（敷地）	建物	土地（敷地）
	非課税	軽減	軽減なし	軽減

（3）国の重伝建選定後、相続税の評価額が軽減されます。

相続する場合、伝統的建造物と、その敷地について、10分の3を控除した金額により相続税を評価

問い合わせ先  
 栃木市教育委員会事務局 伝建推進室  
 TEL：0282-21-2619 FAX：0282-21-2616

